更別村歯科診療所指定管理運営業務仕様書

更別村歯科診療所（以下「歯科診療所」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法についてはこの仕様書による。

1　指定管理者が行う業務

（1）　歯科診療所の診療の実施に関する業務

（2）　歯科訪問診療に関する業務

（3）　歯科診療所の施設及び付属設備の維持管理に関する業務

（4）　その他村長が必要と認める業務

2　歯科診療所の診療時間及び休診日

指定管理者からの提案に基づき、村と協議のうえ決定する。

なお、指定管理者は、更別村歯科診療所条例施行規則の診療時間及び休診日を基本として、住民の利用促進が図られるよう提案するものとする。

3　指定管理期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日までの５年間とする。

4　指定管理者の管理運営の基準

（1）　法令等の遵守

法令並びに更別村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例(平成 17 年更別村条例第 19 号）（以下「指定管理条例」という。）第８条の規定に基づき締結する協定、更別村歯科診療所条例（昭和 48 年更別村条例 194 号）及びこれらの条例に基づく規則に定める規定に従い、診療所の管理を行わなければならない。

（2）　施設、設備及び備品の使用等

①　指定管理者は、歯科診療所の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）については、無償でこれを使用することができる。

②　指定管理者は、歯科診療所の施設等については、善良な管理の注意義務を持って管理すること。

③　指定管理者は、歯科診療所の施設等を当該管理運営業務以外の目的で使用することはできない。ただし、あらかじめ、村の承諾を得た場合又は村から申し出があった場合はこの限りではない。

④　指定管理者は、村の備品のほか、歯科診療の実施に必要な備品を持ち込むことができる。この場合において、あらかじめ村の承認を得るとともに、追加した備品については新たに台帳を整備すること。

（３） 歯科診療所運営に係る態勢

１に係る業務を実施するため、歯科医師等従業者を少なくとも１名以上が更別村内に居住するよう努めること。

（４） 安全管理対策

① 事故防止に関する安全対策を図ること。

② 防災・防犯等に関する危機管理対策を図ること。

（５） 情報公開及び個人情報保護に関する事項

① 更別村情報公開条例（平成 13 年更別村条例第 20 号）を遵守するほか、村が文書等の提出を求めた場合には、これに応じること。

② 更別村個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年３月 17 日条例第７号）を遵守するほか、村が個人情報の提供を求めた場合には、これに応じること。

③ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務上知り得た個人情報が漏洩し、またはこれに伴い犯罪が発生した場合には、指定管理者が誠意を持って解決に当たること。

（６） 関係機関との連携・協力

地域の実情をふまえて、医療保健関係機関や介護福祉関係機関、学校・幼稚園・保育所の学校歯科医師の引き受け等の連携及び協力を図ること。

（７） 事務及び経理等

① 歯科診療所の管理運営費に係る関係書類は、関係法令等の規定を遵守し、適切に管理・保存すること。

② 毎年度事業計画書を作成し、村に提出すること。

③ 毎年度終了後５月 31 日までに、事業報告書を村長に提出すること。

④ 歯科診療所の経理について、歯科診療所の業務に係る損益計算書及び収支並びに貸借対照表を明らかにすること。

⑤ 村が、業務及び経理の状況に関し、必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をしたときには速やかに応じること。

５ 経費に関する事項

（１） 管理運営委託料

村は、歯科診療所の運営に関し、指定管理者との協議により、歯科診療所管理運営委託料を支払うものとする。

（２） 利用料金に関する事項

歯科診療所においては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第８項の規定による利用料金制を採用するものとし、利用料金は指定管理者の収入とし

て収受するものとする。

（３） 施設等の回復及び修繕等

指定管理者の管理上の瑕疵により施設等を破損し、又は滅失した場合の回復又は修繕については、原則指定管理者の負担とする。

（４） 保険料の取扱い

① 歯科診療所の建物災害共済保険及び収容品の災害保険については、村が加入する。

② 医師賠償責任保険等、管理運営上必要と考えられる保険料は、指定管理者の負担とする。

（５） 賠償責任

歯科診療所の管理運営を行うにあたり、指定管理者の故意又は過失により利用者及び第三者に損害を与えた場合は、指定管理者が責任を負うものとする。

（６） 業務終了時の費用負担

指定期間が終了した場合、期間途中に村が指定を取り消した場合又は期間途中に指定管理者が業務を廃止した場合の撤収費用については、指定管理者の負担とする。